

島列腐蝕金環

ワ下

京都・亀岡暴走事故で遺族が激怒

無免許少年はなぜ「危険運転」でないのか!

法律とは、いったい誰のためにあるのだろうか。

4月23日、京都府亀岡市で集団登校中の小学生ら10人が軽乗用車にはねられ死傷した事故で、京都地検は

5月14日、事故を起こした無職少年(18)を自動車運転過失致死傷と道路交通法違反(無免許運転)の非行内容で京都家裁に送致した。

京都府警の調べなどによると、少年は15歳ごろから無免許運転を繰り返し、2年前にはバイクの無免許運転で摘発された。それでも無免許で車を走らせる行為を続けていたという。事故前日も10人前後でドライブに出かけ、30時間あまり経過した翌朝に事故を起こした。

自動車運転過失致死傷罪の法定刑は7年以下の懲役・禁錮または100万円以下の罰金。自覚的に無免許運転を続けながら、なぜ

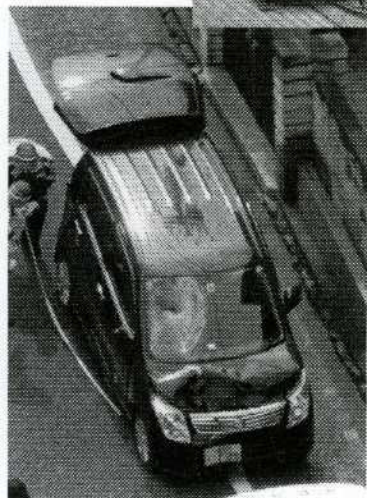
「過失」なのか。事故で犠牲になった小谷真緒ちゃん(7)の父・真樹さん(29)は、こう憤る。

「無免許は故意でしょ。それが危険運転に当たらんのか。やったら、いったいこの罪は何に適用するん? 居眠り運転が過失と言うけど、

30時間も寝んかったら、眠気がくるのも当たり前。故意ですよ。僕ら一般市民の感覚と、あまりに違う」



真緒ちゃんが事故当時背負っていたリュック(右)、この軽自動車が未来を切り裂いた



01年、悪質な飲酒運転への厳罰を求める世論を背景に新設された。過失で済まされない悪質な「故意」の事故を引き起こした運転手は、最高で懲役20年の刑を科される。自動車運転過失致死傷罪より、格段に重い。

ただし、①飲酒や薬物の影響で正常な運転が困難②制御が困難な高速度か、運転技能を持たない走行③割り込みや幅寄せ④殊更な信号無視——のいずれかの要件にあてはまることで、適用の条件になっている。

共著に『危険運転致死傷罪の総合的研究』がある弁護士の高山俊吉氏が語る。「危険運転致死傷罪の適用

は、具体的な運転時の行動に着目して考えます。免許の有無や、事故を起こして逃げたかどうかは基本的に関係ない。無免許やひき逃げは、別に処罰規定がある」

亀岡の事故では少年が無免許だったため、地検や府警は危険運転致死傷罪の構成要件のうち、「運転技能を持たない」という項目について適用を検討したが、

「無免許運転を繰り返していた場合、かえって運転技能が備わっていると見られる可能性もある」(高山氏)

これほどに市民の感覚と離れた法律が、そのまま存在し続けているのか。

交通事故裁判に詳しい谷原誠弁護士は、「一度も免許を取ったことのない人が事故を起こした場合、危険運転だという議論があってもいい」と指摘する。一方、前出の高山氏は、こう言い切る。

「危険運転致死傷罪は、ある種の欠陥法ですよ。例えば「正常な運転が困難」とは? 「殊更な」信号無視とは?

「まだ当局に事情聴取されていない目撃者にも接触していませんから、捜査は尽くされていないと感じる。過失になったとしても、確固たる理由が示されない限り、納得なんかできない」

中江さんは幸姫さんの兄、龍生さん(28)らとともに、刑法改正を求める署名運動の準備もしているという。龍生さんは言う。

「無免許で居眠りしてました、って言うたら、何人殺しても過失で終わる。これではまた、僕らみたいに悲しむ人たちが出てくる。いま動かしけない」

遺族は、死に接した悲しみと法律に翻弄されるやるせなさを抱え、闘っている。

危険? の陥泥